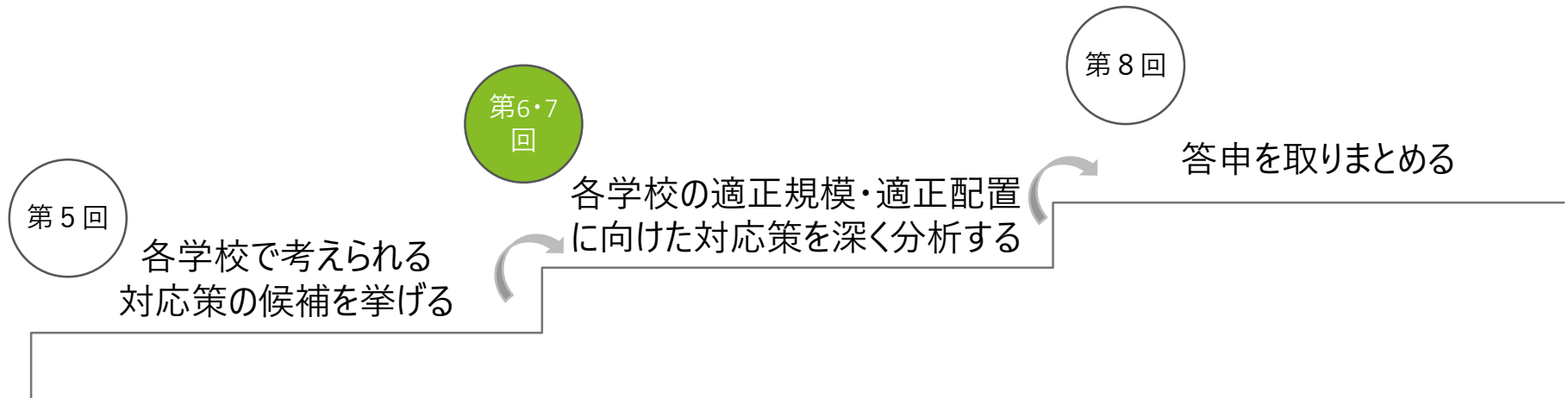


府中市学校適正規模・適正配置検討協議会 第6回 協議資料

日時：令和5（2023）年6月20日（火）午後1時30分
場所：府中市役所 第2庁舎

本日の概要と今後の進め方



概要

各グループの児童・生徒数に係る現状、通学路に係る現状を基に、対策検討校で適用可能性がある対応策を挙げます

第5回で挙げた対応策の候補について、その対応策で適正規模・適正配置の問題が解消されるのか、詳細な分析を行います

答申提出に向けて、答申案に対するご意見をいただき、答申の取りまとめを行います

協議事項

- 対策を検討するグループの現状分析
- 各学校で考えられる対応策候補の検討

- 各学校の対応策

- 「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について」答申案の検討

配布資料

- グループ別の児童・生徒数、通学路に係る現状
- 一般的な対応策
- 各グループの対応策候補の分析

- 対象校周辺の状況、隣接校の受入れ可能人数、学校選択制の5つの手法

- 答申（案）

協議事項①：Aグループの対応策

二小は若松小・十小・白糸台小とともにAグループに属しますが、グループの中だけでは有効な対応策が制限されることから、グループ外の状況も考慮して対応策を検討します。

二小の対応策の候補

対応策	第5回検討協議会までにいただいた主な意見	本協議会としての具体的な対応策の案
通学区域の見直し	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもの安全を考え、学区を変更して規模を調整すべき • 児童数が変わらないのならば、学区を狭くすべき • 二小学区から若松小へ通うには安全面の課題がある 	
学校選択制	<ul style="list-style-type: none"> • 大規模校は望ましくないとする保護者・子どもに、適正規模の学校を選択する自由は与えるべき • 学校を選択を保護者に任せることの是非を議論すべき • 学校選択でどの程度の児童数の変化があるのか未知数 • 完全に自由な選択では、特定の学校に児童が偏ることが懸念される • 完全な自由選択ではなく、ある程度の制限を市で設定すべき • 南北の六小・八小の校舎が改築されることを考え、両校との自由選択が望ましい • 改築校は魅力的であるため、選択する保護者・児童は多いと思われる 	
統合	-	
校舎の増築	<ul style="list-style-type: none"> • 今ある二小の校舎を活用しつつ、体育館は建替えるべき • 既存スペースを利活用するための大規模改修を実施すれば、教室に余裕をもたせることができる • 今ある学校施設を活用するために、まずは学区の変更を検討すべき 	

対象校周辺の状況

- 二小学区は、一小・六小・八小・若松小学区と隣接しています
- 隣接校のうち、一小は対応策を検討している大規模校であり、追加で児童を受け入れる余裕がありません
- 二小と若松小の間には、大規模な公園・基地があり、通学の妨げとなります
- 六小と八小は改築校です



● 隣接校の受入可能人数

・ 二小に学区が隣接している六小・八小・若松小では、児童を受け入れることが可能と予測されます

受入可能児童数

	学年	教室数	最大児童数	受入可能な児童数				
				R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028
六小	1年	4	140	47	48	57	68	87
	2年	4	140	40	47	48	57	68
	3年	4	140	11	40	47	48	57
	4年	4	140	0	11	40	47	48
	5年	4	140	33	0	11	40	47
	6年	4	140	6	33	0	11	40
	計	24	840	137	179	203	271	347
八小	1年	4	140	37	50	33	57	63
	2年	4	140	42	37	50	33	57
	3年	4	140	28	42	37	50	33
	4年	4	140	13	28	42	37	50
	5年	4	140	10	13	28	42	37
	6年	4	140	39	10	13	28	42
	計	24	840	169	180	203	247	282

	学年	教室数	最大児童数	受入可能な児童数				
				R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028
若松小	1年	3	105	0	14	24	15	20
	2年	4	140	34	27	49	59	50
	3年	3	105	0	0	0	14	24
	4年	4	140	38	22	34	27	49
	5年	3	105	1	3	0	0	0
	6年	3	105	1	1	3	0	0
	計	20	700	74	67	110	115	143

注：教室数は令和5年度現在の学級数（六小・八小は改築後の教室数）とし、教室数に35人を乗じた人数から、児童数の推計値を引いた値を「追加で受入可能な児童数」としている。

協議事項②：Eグループの対応策



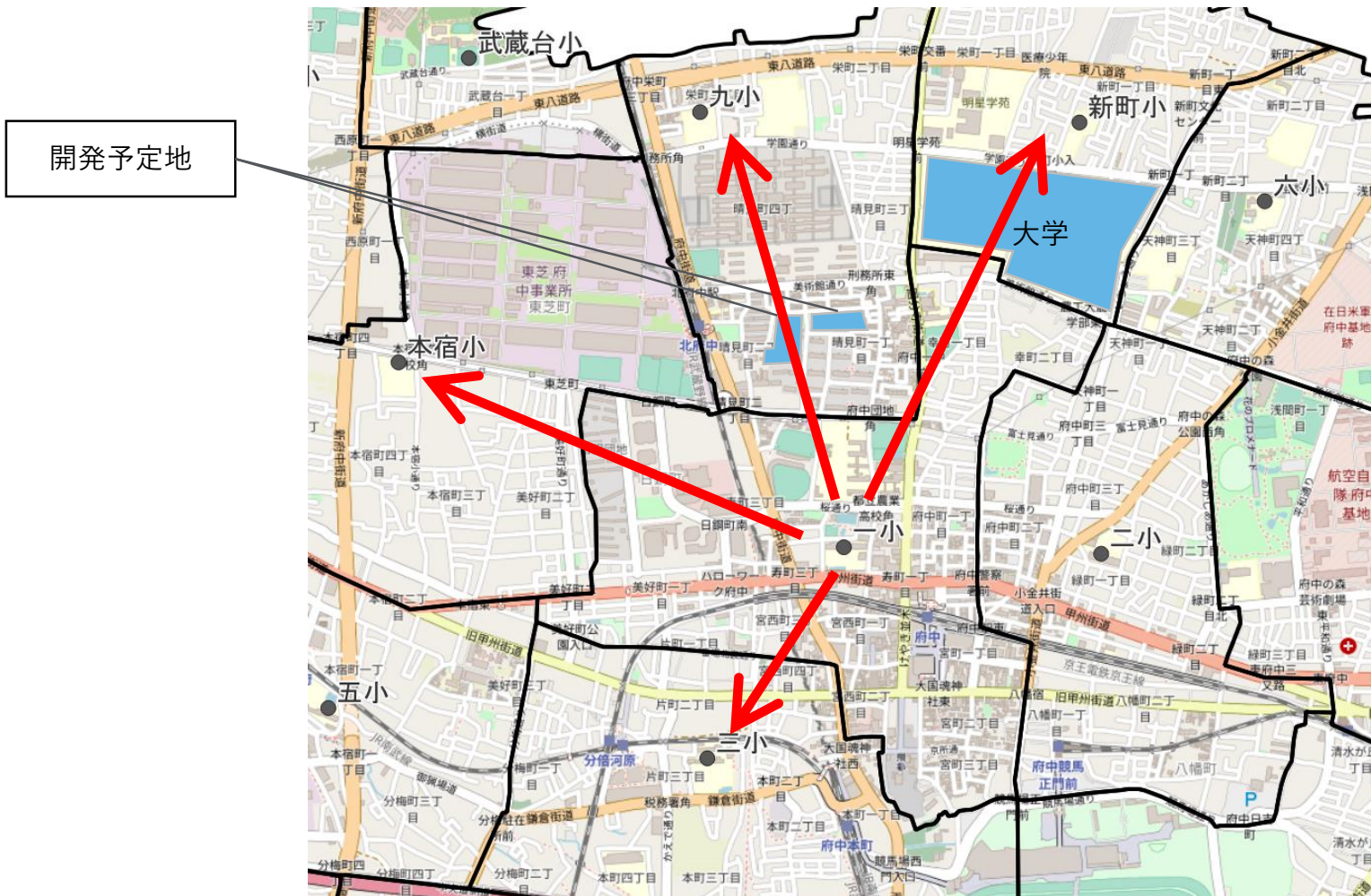
一小的対応策の候補

一小は六小・九小・新町小とともにEグループに属しますが、グループの中だけでは有効な対応策が制限されることから、グループ外の状況も考慮して対応策を検討します。

対応策	第5回検討協議会までにいただいた主な意見	本協議会としての具体的な対応策の案
通学区域の見直し	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもの安全を考え、学区を変更して規模を調整すべき • 児童数が変わらないのならば、学区を狭くすべき • 本宿小が見える距離なのに一小に通っている地域や、甲州街道の南から一小に通っている地域など、学区がいびつ • 一小はEグループだがCグループの三小も一小学区からの通学距離が短いため、グループを超えて考えるべき 	
学校選択制	<ul style="list-style-type: none"> • 大規模校は望ましくないとする保護者・子どもに、適正規模の学校を選択する自由は与えるべき • 学校を選択を保護者に任せることの是非を議論すべき • 学校選択でどの程度の児童数の変化があるのか未知数 • 完全に自由な選択では、特定の学校に児童が偏ることが懸念される • 完全な自由選択ではなく、ある程度の制限を市で設定すべき • 改築校は魅力的であるため、選択する保護者・児童は多いと思われる 	
統合	—	
校舎の増築	<ul style="list-style-type: none"> • 既存スペースを利活用するための大規模改修を実施すれば、教室に余裕をもたせることができる • 今ある学校施設を活用するために、まずは学区の変更を検討すべき 	

● 対象校周辺の状況

- 一小学区は、二小・三小・九小・新町小・本宿小学区と隣接しています
- 隣接校のうち、二小は対応策を検討している大規模校であり、追加で児童を受け入れる余裕がありません
- 一小と新町小の間には、東京農工大学が立地しており、通学の妨げとなります
- 九小学区では、大規模な開発の予定があり、マンションが建設された場合は九小の児童が増加することが予想されます
- 三小は改築校です



● 隣接校の受入可能人数

・ 一小に学区が隣接している三小・九小、新町小・本宿小では、児童を受け入れることが可能と予測されます

受入可能児童数

	学年	教室数	最大児童数	受入可能な児童数				
				R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028
三小	1年	4	140	0	40	20	15	36
	2年	5	175	40	28	75	55	50
	3年	5	175	42	40	28	75	55
	4年	5	175	59	42	40	28	75
	5年	5	175	52	59	42	40	28
	6年	5	175	21	52	59	42	40
	計	29	1,015	214	261	264	255	284
九小	1年	3	105	37	35	42	39	40
	2年	2	70	0	2	0	7	4
	3年	3	105	35	21	37	35	42
	4年	2	70	0	0	0	2	0
	5年	3	105	43	31	35	21	37
	6年	2	70	0	8	0	0	0
	計	15	525	115	97	114	104	123

	学年	教室数	最大児童数	受入可能な児童数				
				R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028
新町小	1年	2	70	19	20	21	33	41
	2年	2	70	14	19	20	21	33
	3年	2	70	8	14	19	20	21
	4年	2	70	9	8	14	19	20
	5年	2	70	0	9	8	14	19
	6年	2	70	17	0	9	8	14
	計	12	420	67	70	91	115	148
本宿小	1年	3	105	0	10	15	41	9
	2年	4	140	37	16	45	50	76
	3年	4	140	18	37	16	45	50
	4年	4	140	9	18	37	16	45
	5年	3	105	0	0	0	2	0
	6年	4	140	33	23	9	18	37
	計	22	770	97	104	122	172	217

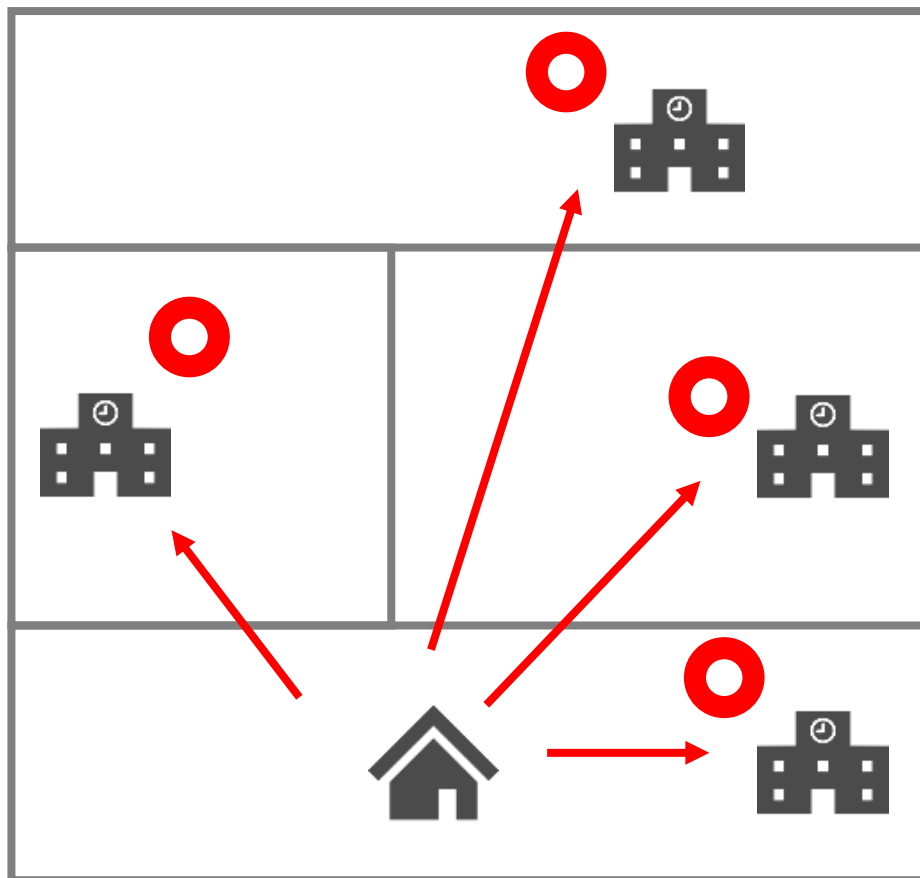
注：教室数は令和5年度現在の学級数（三小は改築後の教室数）とし、教室数に35人を乗じた人数から、児童数の推計値を引いた値を「受入可能な児童数」としている。

学校選択制について

● 学校選択制の5つの手法

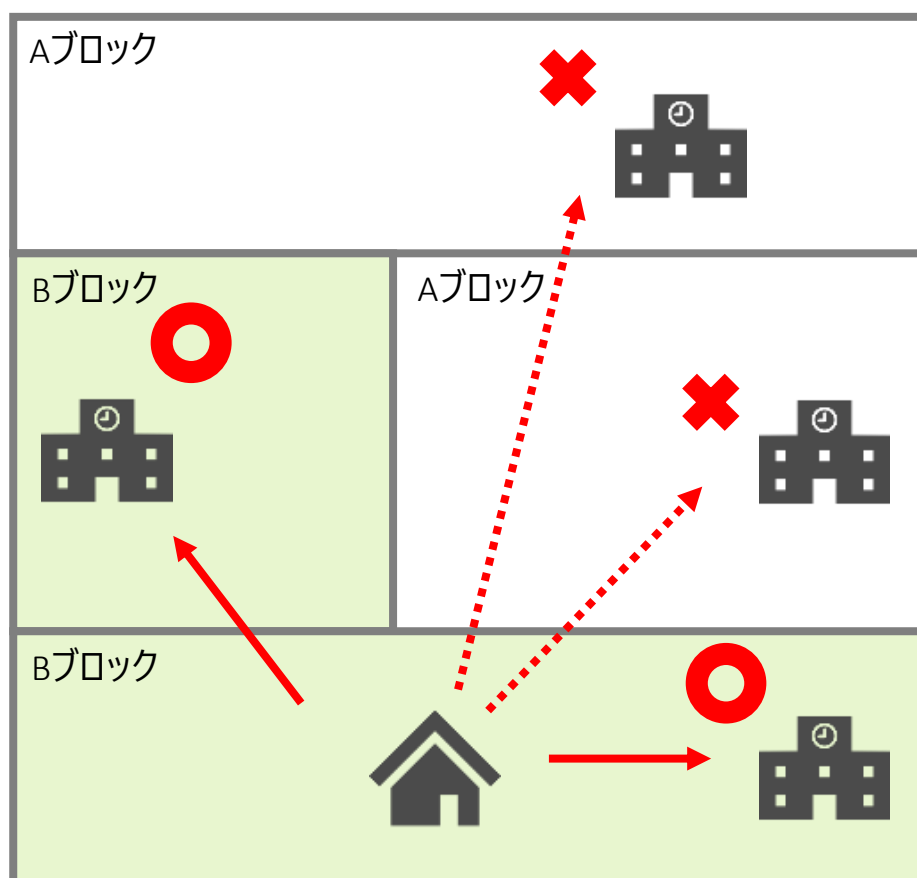
【①自由選択制】

すべての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの



【②ブロック選択制】

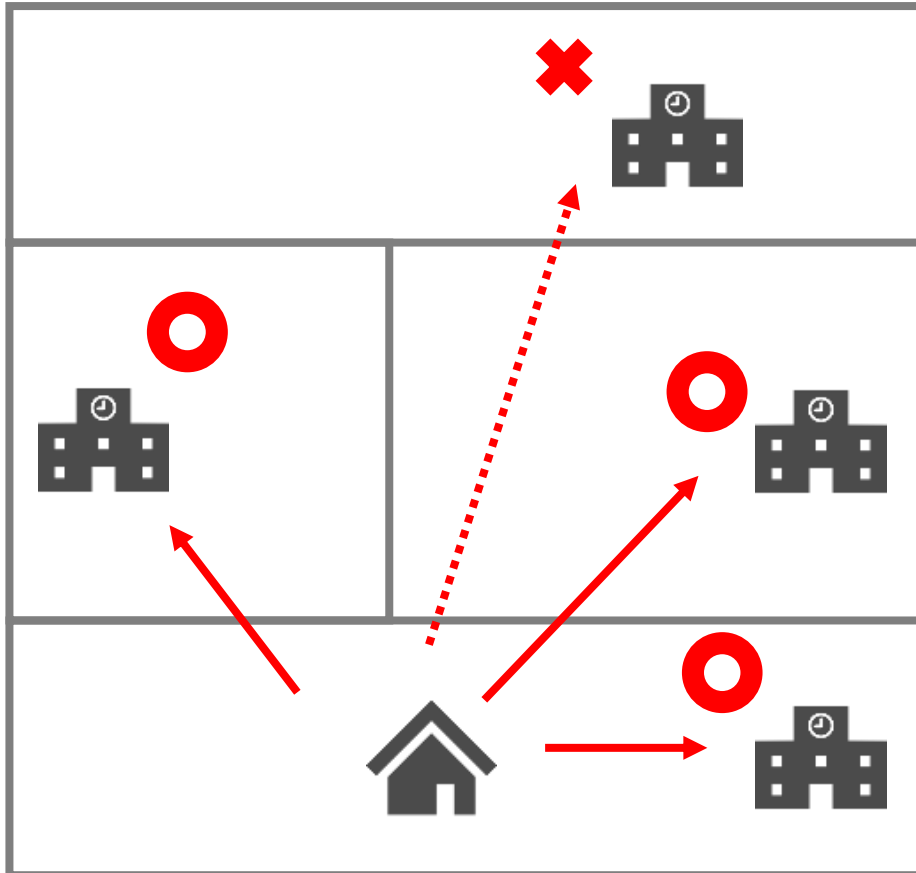
ブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの



● 学校選択制の5つの手法

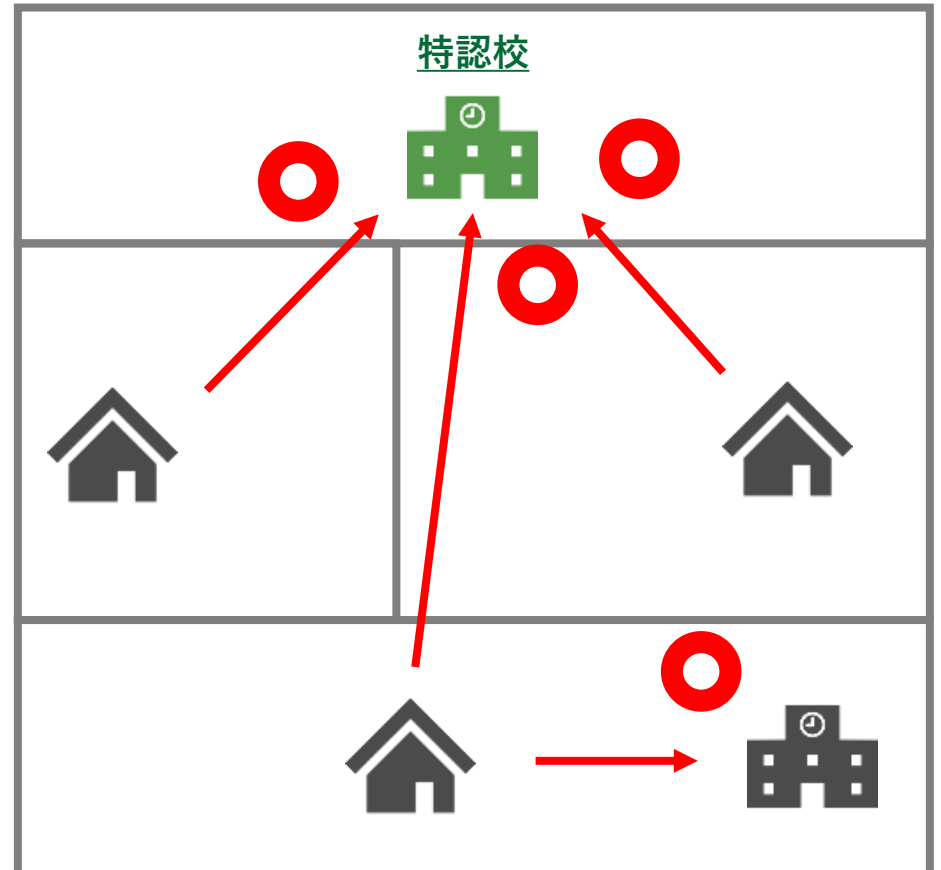
【③隣接区域選択制】

従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの



【④特認校制】

従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村のどこからでも就学を認めるもの



● 学校選択制の5つの手法

【⑤特定地域選択制】

従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、許可校の学校選択を認めるもの

